

# 平成28年第1回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年3月1日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之      2番 田中唯登志      3番 廣崎誠治      4番 荒牧弘敏  
5番 高畑広視      6番 宮崎昌宗      7番 峯 新一      8番 三田敏和  
9番 大山 晃      10番 茂呂孝志      11番 宮本理一郎      12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 今任和広・ 教育長 百留隆男・ 会計管理者 中 豊  
総務課長 川口 彰・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 岡崎 浩  
税務課長 福本豊彦・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 尾崎幸光・ 建設課長 永野英憲  
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一  
議会事務局 友松 円

## ○議事日程

平成28年第1回定例会議事日程（1日目）

平成28年3月1日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 予算決算常任委員会委員の選任
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 同意第 1号 上毛町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 6 同意第 2号 上毛町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 報告第 1号 平成28事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について
- 日程第 8 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度上毛町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第11 議案第 4号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例及び上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 5号 上毛町東九州自動車道推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第 7号 平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 8号 平成27年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 9号 平成27年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第10号 平成27年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第11号 平成27年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第21 議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算
- 日程第29 議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 町道路線の変更について
- 日程第36 議案第29号 町道路線の廃止について
- 日程第37 議案第30号 町道路線の認定について
- 日程第38 議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第39 議案第32号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市と

の連携協約の締結に関する協議について

日程第40 発議第 1号 地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」  
の整備促進を求める決議

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第13号 上毛町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第14号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第25号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第28号 町道路線の変更について
- 議案第29号 町道路線の廃止について
- 議案第30号 町道路線の認定について
- 議案第31号 過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第32号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について

文教・厚生常任委員会

- 議案第18号 上毛町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算

議案第27号 平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算

予算決算常任委員会

議案第21号 平成28年度上毛町一般会計予算

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

傍聴者の方も御協力をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまから平成28年第1回上毛町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、ごらんください。

---

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、5番高畑議員、6番宮崎議員を指名します。

---

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の運営について、議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、2月26日に委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から11日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日から11日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から11日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第3、予算決算常任委員会委員の選任を行います。

予算決算常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。

ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより、ただちに委員会室において委員会を開会し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時\_\_4分

再開 午前10時10分

○議長（安元慶彦君）休憩を解き、議事を再開いたします。

予算決算常任委員会の委員長、副委員長の互選の結果が手元に参りましたので、報告いたします。

予算決算常任委員会委員長に峯 新一議員、副委員長に田中唯登志議員が互選されました。

よって、予算決算常任委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定いたしました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第4、諸般の報告を行います。

今期定例会に提出された議案は、町長から同意2件、報告1件、承認3件、条例案11件、予算案13件、その他5件と、議員提出の発議1件の合計36議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の会期日程表（案）をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出案件については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、同意第1号、第2号、報告第1号及び議案第1号から議案第11号の14議案、また議員から提出された発議1件については、本日受理、審議、採決を行い、残りの21議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様をお願いいたしますが、本日審議、採決を予定している15議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑に合わせて行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

3月4日、5日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、4日に一般質問が全部終了すれば、5日は休会といたします。

3月7日を文教・厚生常任委員会、3月8日を総務、産業・建設常任委員会、3月9日を予算決算常任委員会の開催日にいたしたいと思います。3月11日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告いたしました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので報告します。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第5同意第1号、日程第6同意第2号、日程第7報告第1号、日程第8議案第1号、日程第9議案第2号、日程第10議案第3号、日程第11議案第4号、日程第12議案第5号、日程第13議案第6号、日程第14議案第7号、日程第15議案第8号、日程第16議案第9号、日程第17議案第10号、日程第18議案第11号、日程第19議案第12号、日程第20議案第13号、日程第21議案第14号、日程第22議案第15号、日程第23議案第16号、日程第24議案第17号、日程第25議案第18号、日程第26議案第19号、日程第27議案第20号、日程第28議案第21号、日程第29議案第22号、日程第30議案第23号、日程第31議案第24号、日程第32議案第25号、日程第33議案第26号、日程第34議案第27号、日程第35議案第28号、日程第36議案第29号、日程第37議案第30号、日程第38議案第31号、日程第39議案第32号、以上35件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第1回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員

各位には公私共に御多用の中、御参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済成長は依然として低迷を続けており、2014年の経済成長率を見ますと、世界172位、マイナス0.1パーセントであり、アジア諸国が軒並み成長する中、このままでは、今後日本のGDPとアジア諸国のGDPとの格差は徐々に縮まっていくものと思われます。

また、先般1月下旬の日銀政策決定会合では、日本初となるマイナス金利の導入が決定されたところでございますが、これは量的質的緩和政策に限界が来た中での日銀苦肉の策といわれており、これによって各金融機関に与える影響が気になるところで、九州においては最大のふくおかフィナンシャルグループと十八銀行とが経営統合に動き出しましたが、一般的には経営基盤の強化を目指した再編が加速することが予想されます。

本来は円安が進み、インバウンド需要で海外からの観光客がさらに増加していく等のプラス要因が膨らんでくれば、景気の好転も期待できるというのが狙いなのかかもしれませんが、シャープを初め、経営の悪化が進んだ日本企業をアジアの企業が次々と買収していくといった光景は見たくないものであります。昨今のこうした景気の低迷に加え、東京一極集中と地方の人口減少が加速している現状は、静かなる有事といわれております。

私ども行政は、このような事態に直面した今、つまりこれまで日本経済を支えてきた企業が苦戦しているときこそ援軍となって、国の為にならぬかを真に問うべきときと考えます。そしてそれは、単なる一時しのぎではなく、将来の日本創生につながる地方創生のモデルとなり得るスケールの大きな政策であるべきです。

国家は、領土、国民、統治機構という三つの要素で成り立っていますが、幾ら領土を守っても国民がいなくなったら、それはもう国家ではありません。これを地域の実態に当てはめ、町から人がいなくなることを予測したのが増田寛也氏の「地方消滅」であります。これが日本中を震撼させることになったのは、2040年という近未来の人口予測であることです。24年先の39才までの若年女性の人口が半減することに着眼したことが国を動かしたことは周知のとおりであります。

同じ福岡県内にあって、那珂川町は人口5万人を突破し、2年後には市に昇格します。新宮町は3年連続人口増加率日本一を記録しています。この2例は特別だろうという方もおられるかもしれませんが、私は上毛町にも伸びしろは充分あると考えます。

国は、今年度末までに全自治体に地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を要請しました。地方創生はいよいよ本番、総合戦略策定から事業推進へ移行するわけです。日銀、黒田総裁一人では到底景気を回復できるものではありませんし、石破地方創生大臣一人で地方の創生は不可能です。上毛町における真の地方創生を成し遂げるには、より多くの地域住民の心が一つになることが不可欠です。こんな小さな町で、民心を混乱させることは一人でもできますが、一つにすることは容易ではありません。他の自治体、あるいは諸外国におくれをとらないためにも、議員各位の御理解、御協力を切にお願いいたします。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、人事案件2件、報告案件1件、専決処分3件、条例案11件、補正予算6件、当初予算7件、その他5件の計35案件であります。

順次、御説明をいたします。

同意第1号、上毛町教育委員会教育長の任命についてであります。現教育長の3月末の辞職に伴い、新制度による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により、人格が高潔で教育行政に関し識見を有しております新たな教育長を4月から任命するため、議会の同意をお願いするものであります。

同意第2号、上毛町教育委員会委員の任命についてであります。同意第1号で町長が任命いたします新教育長とは別に、1名の教育委員の3月末の辞職により、教育識見を有しております新たな教育委員を、辞職委員の残任期間を任期として4月から任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項により、議会の同意をお願いするものであります。

報告第1号、平成28事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算についてであります。日本経済は、冒頭申し上げましたように、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進を進めており、国内において地方創生が叫ばれる中、地方での雇用創出や企業の立地、地方拠点機能の強化などを推進する必要があります。

このような中、上毛町においては、昨年4月、東九州自動車道上毛PA及び上毛SICの供用開始、また本年4月の北九州から宮崎間の全線開通により、自動車関連企業を初めとする製造業のみならず、新たな産業に対する需要も求められてくる可能性があると考えられ、町と公社が連携をとりながら地域の秩序ある整備と住みよいまち

づくりのため、事業を推進してまいりたいと存じます。なお、この案件は2月18日の公社役員会において御承認をいただいておりますことを、あわせてご報告するものがあります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の一部改正は、町民税、特別土地保有税の減免申請に係るマイナンバー制度による個人番号の記載についての一部改正であり、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、平成27年12月28日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものがあります。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、上毛町子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は、保育申請の利用条件による保育時間の選択について一部改正を行うものであり、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が、平成27年12月28日に公布、施行されたことに伴い、本町の本条例の一部を改正する条例を平成27年12月28日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第6号）であります。平成27年度上毛町一般会計補正予算（第6号）により、放課後児童クラブ館の新築工事実施設計委託料及び乳幼児医療費の追加等を専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第4号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例及び上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院は昨年8月6日に国会及び内閣に対し、27年の民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準の引き上げ等を勧告し、28年1月の国会において27年度人事院勧告に伴う給与改定等が成立、公布されたところであります。

本町におきましても、これらの国の人事院勧告等に伴い、本町職員における給与改定等の対応につきましては、情勢適応の原則の観点から、人事院の勧告等の内容を尊

重しつ給与等の改定を行うこととし、関係条例の改正について地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号、上毛町東九州自動車道推進基金条例を廃止する条例の制定についてであります。東九州自動車道につきましては、昨年、上毛町区間が開通し、来月4月24日には椎田南から豊前の間が開通することに伴い、北九州から宮崎までが高速道路で結ばれます。町がこの事業に関連する財源として活用してきました本基金を、本町の事業区間の完成により基金条例を廃止するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第6号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）であります。今回の補正額は5億7,347万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は52億6,909万1,000円であります。

歳出予算では、各款にわたり、給料関係では、議案第4号でも説明いたしましたが、平成27年人事院勧告等に伴いまして、職員勤勉手当等を追加計上しております。また今後の支出見込み等により、各節の不用額等の精査を行っております。

補正額の主なものにつきましては、総務費では、退職職員の退職手当組合への特別負担金、マイナンバー等に係る電算システムの導入経費、地方創生加速化交付金を活用してのスマートインターと一体化した地域拠点づくり事業計画書策定業務委託料等の増額補正を、また地域づくり活動事業支援補助金、定住促進補助金及び農業委員会委員の選挙事務費等々の補助金等の確定等により減額補正を行っております。

民生費では、国保会計への操出金、平成26年度障害者医療費等の返還金、施設型給付費の今後の所要見込み等々において増額補正を、また介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療費給付費の不用見込み等々の各種負担金、補助金、委託料、扶助費等の精査により、減額補正を行っております。

衛生費につきましても、各種予防接種、検診委託料、太陽光発電システム設置費補助金等の精査により減額計上しております。また、水道企業団出資金、簡易水道事業特別会計操出金、浄化槽設置補助金についても、精査による不用見込みとして減額補正を行っております。

農林水産業費では、T P P対策に関連して、新たに担い手確保経営強化支援事業補助金を増額補正し、国土調査委託料等々の入札執行残及び各種負担金、補助金、委託料等々の精査により、減額補正を行っております。

土木費では、各種委託料、工事請負費等の入札執行残等により、減額補正を行っております。

教育費であります。西吉富コミュニティーセンターの空調取り替え工事費を新たに計上し、文化財調査作業員賃金、各種委託料等々の精査により、減額補正を行っております。

諸支出金においては大幅な増額を行っていますが、今年度末までの歳出予算執行見込額を精査し、調整等を行い、財政調整基金、公共施設整備基金等々へ積み立てるための予算計上を行っているところであります。

平成27年度事業の当初の目標については、おおむね達成見込みであると考えている次第であります。

議案第7号、平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億7,635万6,000円とするものであります。

平成26年度の医療費の療養給付費等負担金の返還金を増額補正し、また実績により出産育児一時金等の各種負担金、補助金、委託料等々の精査により、減額補正を行っております。

議案第8号、平成27年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。811万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,910万5,000円とするものであります。後期高齢者医療広域連合納付金等の最終見込み額により減額補正を行うものであります。

議案第9号、平成27年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,852万9,000円とするものであります。公共ます設置工事費等の不用見込みにより減額補正を行うものであります。

議案第10号、平成27年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。1,961万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,838万4,000円とするものであります。工事請負費における入札執行残等の不用見込み額により減額補正を行うものであります。

議案第11号、平成27年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）であります。559万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,716万1,000円とするも

のであります。当初、奨学金貸付者を16名と見込んでおりましたが、27年度については8名の貸付者の確定により減額補正を行うものであります。

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。国における行政不服審査法の全部改正に伴い、本町の関係条例の整備が必要であるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号、上毛町行政不服審査会条例の制定についてであります。議案第12号と関連しますが、行政不服審査法により、町においても法に基づき審査請求がされたときは行政不服審査会を設置することに伴い、本条例を制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第14号、上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第4号と同様に、地方公務員法等の一部を改正する法律が本年の4月1日から施行されることに伴い、改正後の地公法の条番号に合わせて本条例の引用条文番号を整備するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号、上毛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法等の一部を改正する法律及び行政不服審査法の全部改正法律が本年の4月1日から施行されることに伴い、報告、公表する事項の追加等により本条例を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号、上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、本年の4月1日から施行されることに伴い、本条例中の表の率を政令により改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第17号、上毛町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、町税の徴収等猶予制度についての申請期限等の事項を地域の事情等に応じて定めるものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、上毛町立保育所条例の一部を改正する条例についてであります。町立大平保育所の増築により、本保育所の定員を100人から115人に変更することに伴い、本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、本年の4月1日から施行されることに伴い、本条例の児童施設等の構造、設備の基準及び従事者等を政令により改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。学校教育法等を改正する法律の公布により、小学校から中学校までの一貫教育を実施するための新たな学校の種類として、義務教育学校の制度の創設に伴い、本条例を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第21号、平成28年度上毛町一般会計予算であります。平成28年度の一般会計の予算総額は42億9,300万円で、対前年比で0.6%増の予算であり、予算総額としては27年度とほぼ同水準の予算であります。

普通会計性質別歳出状況では、義務的経費が20億3,787万8,000円であり、構成比については47.2%、投資的経費では3億6,755万9,000円で、構成比8.5%、物件費等その他の経費では19億1,046万1,000円で44.3%となっております。

平成28年度の予算編成基本方針であります。28年度は第1次上毛町総合計画の最終年度であり、また上毛町人口ビジョンに基づく、上毛町まち・ひと・しごと総合戦略が現在策定中であることを踏まえ、みんなで開く上毛の未来の実現と、人口1万人の目標への挑戦のスタートの年であり、かつ地方創生のファーストステージからセカンドステージへの足場づくりであることを職員全員が認識し、九州一輝く町の実現に取り組んでまいります。

平成28年度予算については、予算編成基本方針等により、観光資源の創出及び情報発信機能の強化、農業・町内企業の活性化とさらなる雇用創出、住民のライフステ

ージにマッチした福祉施策等の充実、行財政改革、独自策を最重点施策として取り組んでまいります。

まず、観光資源の創出及び情報発信機能の強化であります。来月4月24日に東九州自動車道が北九州から宮崎まで全線開通される中、本町及び周辺市町の新しい玄関口となる上毛PA、及び上毛SICに隣接する大池公園の周辺開発、整備のための予算を前年度に引き続き計上しております。また、里山資源と修験文化を生かした交流人口の増加に向けた取り組みとして、新たにトレイルランニングプレ大会経費、27年度から行っています大池公園竹灯籠プロジェクト経費、史跡等の文化財の観光資源としての魅力を高め、有効活用を行うための経費を計上しております。

農業・町内企業の活性化とさらなる雇用創出では、農業関係施策としては、ブロッコリー、スイートコーンを町振興作物として追加することで産地化の取り組み推進、麦・大豆に係る種子更新補助率の拡充、認定農業者等の農地維持管理負担を軽減し、さらなる経営面積拡大につなげるため、畦畔等除草機購入事業補助金を新設し、頑張る農業者を支援するための施策を実施します。

さらに、鳥獣被害対策の充実や青年就農給付金事業による青年就農者支援、農地中間管理事業による農地の集積、集約化を行い、本町の基幹産業である農業のさらなる振興を図っていきます。

また、住みたい上毛町推進プロジェクトの一環として実施してきたこうげのシゴトプロジェクト事業をさらに充実し、地域資源を生かし、特産品開発を支援するための予算及びプレミアム商品券事業による町内消費拡大の予算を計上しております。

住民のライフステージにマッチした福祉施策等の充実では、児童福祉施策としては、拡大・多様化する保育ニーズに応えるために必要な経費の予算計上を行い、また小学校4年生から6年生のための学童保育施設整備に係る実施設計経費及び夏休み放課後児童クラブ開設のための関係経費を計上するとともに、子育て支援センター開所日をふやすことで子育て世代の支援、負担軽減につなげます。

大平保育所におきましては、引き続き保育内容の魅力向上のため各種事業を展開してまいります。

教育施策では、学校運営協議会推進事業により、学校運営に地域の声を生かし、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、ともに子供を育てる施策を推進するとともに、子供が安心して教育を受けられるための支援教育の充実を図り、

各種事業を引き続き実施してまいります。

また、少年海外体験学習事業では、少年の海外派遣、タイからの小学生受け入れ等により、国際的な視野とものの見方、考え方に立った国際人の育成を図ります。

保健事業では、任意インフルエンザ予防接種助成事業の公費負担での接種制度を維持するとともに、本年度より、罹患した場合、重症化につながりやすい妊婦についても新たに助成対象とするため制度の拡充を行います。

高齢者等に対する福祉施策では、新たに認知症初期集中支援チームを発足させ、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる体制を整備、構築し、効果的な認知症予防に取り組みます。

高齢者等の買い物弱者の支援として、町内4カ所程度のモデル地区で、毎週1回移動販売を行い、事業を検証した上で、次年度から事業の全面展開につなげてまいりたいと考えております。

行財政改革では、第1次総合計画が平成28年度に期間末を迎えることを受け、29年度以降の総合計画を策定するための経費を計上し、総合計画と密接に関係するコミュニティ計画の見直しについても検討を行うこととしています。また、町のPRと町内産業等の活性化を目的として、ふるさと納税の拡充に取り組みます。

公債費では、町財政運営の健全化に資するため、町債の任意繰り上げ償還に係る経費を前年度に引き続き、当初予算において計上しております。

その他の主な事業としては、環境の町として、住宅用太陽光発電システム設置補助金や合併浄化槽設置補助金、不法投棄対策監視カメラ購入経費等々、環境に配慮した予算を引き続き計上しております。

定住促進施策では、コモンパーク上毛彩葉の販売促進、空き家バンク利用促進のための空き家改修助成金等の経費を計上しています。

その他継続事業として、地籍調査事業経費、地域づくり活動経費等を計上しております。

平成28年度予算の歳入財源につきましては、町税が対前年比で0.6%増の6億4,437万5,000円、地方交付税は地方財政計画により、総額0.3%の減額の方針が示されていますが、本町については27年国勢調査の人口速報値における人口減、町債残高の減少に伴う基準財政需要額の減、平成27年度税込等及び合併算定がえ縮減措置の開始等を勘案して、27年度より6,000万円減額の20億4,000万円

の普通交付税を見込んでおります。

歳入財源の76.7%が依存財源である本町の財政構造を十分に認識し、今後事業展開される大池公園整備事業、また公共施設等の総合的な管理による老朽化対策の推進に備えての財源確保の為に、健全な行財政運営を図ってまいります。

議案第22号、平成28年度上毛町国民健康保険特別会計予算であります。予算総額1億5,915万9,000円で、対前年比0.8%の減額予算であります。

本町の1人当たりの国保医療費は、引き続き、県内では高い水準にあり、昨年同様、若年層を含めた健診ときめ細やかな保健指導を強化し、国保被保険者の健康づくりに重点をおいた予算を計上しています。

なお、平成30年度から国保の運営主体を都道府県とする改革に基づき、保険税率の設定基準について大きく変わろうとしています。本町の国保財源は依然として厳しい運営であります。現時点では保険税率を県内均一化するか否かの結論が出ていませんので、平成28年度は27年度と同様の保険税率で予算計上しております。しかしながら、今後は保険税率の引き上げも視野に検討が必要になると考えております。

議案第23号、平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額1億3,127万7,000円で、対前年比3.7%の減額予算であります。

平成28年度は、保険料軽減対象者の拡大や増高する医療費の適正化等に向けての必要な予算を計上しております。引き続き、現行の後期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営を図るとともに、被保険者の理解促進に努めてまいります。

議案第24号、平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算であります。予算総額6,396万5,000円で、対前年比6.2%の増額予算であります。この増額の要因は、主として施設の経年劣化による修繕費の増額計上と、施設維持管理費の増によるものであります。現在251戸が接続し、接続率は73.6%であり、今後も加入推進に努めてまいります。

議案第25号、平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計予算であります。予算総額9,902万4,000円で、対前年比60.0%の大幅な減額予算であります。この減額の要因につきましては、26年度から継続して施工しております第2期簡易水道拡張区域工事の事業の完了によるものであります。

現在、1,085戸が加入しており、簡易水道事業の拡張計画に伴い、現時点では1,147戸の給水戸数となる予定であります。今後とも、生活環境の整備に努めてまい

ります。

議案第26号、平成28年度上毛町奨学資金特別会計予算であります。予算総額2,282万3,000円で、対前年比0.3%の微増であり、ほぼ27年度と同額の予算であります。

経済的理由で就学困難な方に対し奨学資金を貸し付け、大学まで進学可能な支援制度として運用しております。今年度末で26件25名が貸し付け中、57件54名が償還中であり、順調に返済されていることをあわせて御報告いたします。

議案第27号、平成28年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算であります。予算総額7万5,000円で27年度と同額の予算規模であり、事務費のみの予算となっております。

議案第28号、町道路線の変更についてであります。東九州自動車道の上毛町区間の事業完成等に伴い、町に移管した町道路線の起点、終点を変更するために、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、町道路線の廃止についてであります。議案第28号と同様に、東九州自動車道の上毛区間の事業完成等に伴い、町道路線を廃止する必要性が生じたため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第30号、町道路線の認定についてであります。東九州自動車道の施設移管及び圃場整備地域内等の農道舗装工事等により、町が管理する道路としての必要性が生じたことに伴い、新たに町道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号、過疎地域自立促進計画の策定についてであります。平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年の法改正により法期限が平成28年3月末日まで延長され、さらに平成24年の法改正により、平成33年3月末日まで再延長されたことに伴い、今回、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間を事業期間として本計画を策定するものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第32号、連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてであります。本議案は、福岡県北東部地域6市11町の市町が連携して一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを推進するため、各市町がこれまでの広域連携の取り組みを踏まえつつ、各市町

の産業特性や生活圏を考慮した上で、一つの圏域としていかに発展していくかを検討し、地域のさらなる活性化に繋げていくことを目的として、中心的役割を果たす中枢都市である北九州市や圏域市町と連携し、取り組み協議を行うものであり、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので慎重に御審議をいただき、御承認、御可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。まして提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりましたが、議案第25号、簡易水道事業のところで、数字にちょっと読み間違いがあったようです。総務課長、訂正しますか。

総務課長。

○総務課長（川口 彰君）簡易水道の事業の拡張計画に伴いまして、現時点では町長がたしか117戸と言ったと思いますが、1,085戸の給水戸数となる予定ということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）上毛町の奨学資金特別会計の中で、歳入歳出予算が二千八百幾らということをお答えと思うんですが、2,200……、そうではなかったですか。

○議長（安元慶彦君）何ページですか。

○8番（三田敏和君）26号。

○議長（安元慶彦君）何ページですか。

○8番（三田敏和君）その一番表紙です。

○議長（安元慶彦君）間違っただけではないでしょうか。

○8番（三田敏和君）そうですか。私の聞き間違いだったら結構ですけども。

○議長（安元慶彦君）わかりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑を行います。

三田議員。

○8番（三田敏和君）1点だけお伺いをいたします。町長が提案理由の説明の中で、地

方創生ということで、地域住民の心を一つにして事業を行っていかねばならないというお話がありました。そういう中で、観光資源の創出及び情報発信機能の強化ということで、大池公園の事業がそこにあるわけですね。今の町民の民意が本当にそれに向かっていっているのかなと非常に心配をしております。もっともっと町民との対話型の行政運営を行っていただいて、町民が本当に心を一つにして後押しができる行政運営が望ましいのではないかなと思いますので、町長の御意見を求めます。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）おっしゃるとおりで、これからはしっかりと町民との対話を深めながら御理解が得られるようやっていきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）町長が先ほど提案理由の説明の中で、来年4月24日に高速道路が開通と言ったんですよ。あそこは、ことしじゃないとおかしいなと思って。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）申しわけありません。来月の4月24日でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議案第32号にかかわることですが、連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結についてですが、これを行うことによって上毛町も公共施設がいろいろ古くなるわけですから、建てかえも考える時期に来ていると思いますが、これとの関係で公共施設が集約されるという考えはお持ちなのかどうか、お尋ねします。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員、総括質疑ですよ。議案に対する質疑ではございませんよ、総括質疑。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですから、議案第32号のところでお尋ねしているんですよ。

○議長（安元慶彦君）32号でやったらどうですか。その議案を審議するときに、質問したらどうですかと言っているんです。

○10番（茂呂孝志君）ですから、32号と一般会計との関係でお尋ねしているんです。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約の中にもございますが、役割分担がいろいろございまして、一つは経済成長の牽引に係る取り組み、次に高次の都市機能の集積及び強化に係る取り組み、3番に生活関連機能サービス機能の向上に係る取り組みと大きな項目がございまして、その中で16市町連携をとりながら、大きな目的に沿って計画を立てていく中で、先ほど茂呂議員が言われました計画も、全体的なビジョンの中に組み込むことが可能であれば、この都市圏の計画の中に組み込めることは可能だと思っております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）先ほど公共施設等の関係でございますが、公共施設の統合ということでございますが、これにつきましては27年度、28年度で計画をしております公共施設等総合管理計画の策定によりまして、どうするか結論づけていきたいと考えております。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）先ほどの企画情報課長の答弁では、かなり集約されるのではないかと懸念を持ったわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）集積と言いますか、この後ろにもついておりますが、連携中枢都市圏域形成に係る連携協約の中で、大きな意味で協議できるということで御理解いただければと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

---

○議長（安元慶彦君）日程第40、発議第1号、地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）それでは、地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議案について、提案理由を申し述べます。

高速道路ネットワークは、流通観光等による経済効果や地域間交流を活性化させるなど、地方創生を支える重要な社会基盤でございます。大分県北6市、福岡県豊筑地域など、社会資本整備が十分でない地方にとっては欠かせない事業といえましょう。

現在、整備が進められております中津日田道路は、延長約50キロに対して、供用を開始している区間がまだ15キロでございます。多くが未開通の状況でございます。まずは早期に完成させ、着実に効果を発揮させることが必要であると考えます。

両県の県境地域や私ども上毛町にとりましても、産業経済、流通観光等、さらなる発展につながっていくものと考えます。よって、地方創生の実現に向け、その具体的活性化策として交通基盤整備、中津日田道路の早期完成を強く要望するものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）宮本議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、宮本議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

○11番（宮本理一郎君）よろしく申し上げます。

○議長（安元慶彦君）これより日程第40、発議第1号について、本日、採決、採択を行う質疑の審議を行います。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。

よって、発議第1号、地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の

整備促進を求める決議については、原案のとおり採択することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）これから、執行部より提案された本日採決、採択を行う議案の審議を行います。

日程第5、同意第1号、上毛町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川口 彰君）それでは、同意第1号について御説明をいたします。同意第1号、上毛町教育委員会教育長の任命について。

上毛町教育委員会教育長に次の者を任命することについて、議会の同意を求める。

平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

氏名、道免 隆。生年月日、昭和32年9月24日生まれ。住所、上毛町大字下唐原421番地。

理由でございます。上毛町教育委員会教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、この同意案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成27年4月1日より施行されたことに伴いまして、この改正により教育長と教育委員長を一本化した、新たな新教育長を任命するものでございます。

次のページをお願いいたします。道免氏の履歴書を添付しておりますので、御参考としてごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）新たに町長が任命する新教育長が誕生するわけでございますが、2点ほど質問させていただきます。

私も非常に道免 隆氏は、すぐれた人格を持たれた方で、同意することに対して問題はありますが、任期半ばで教育長が変わるということで、非常に唐突に私は受け

とったものですから、どういうことでそうなったのか、経緯がわかればということと、改正地方教育行政法というのは、今回、新教育長になった時点で首長の権限が非常に重要視されるという状況があります。首長と新教育長の責任が明確になり、より教育長の権限が大きくなるということもある中で、新たな道免 隆氏は、要するに学校等の校長としてあと2年ぐらいある中で教育長に迎えるという状況の中で、学校等の運営の中でも非常に卓越された人格を持っている方を新たに教育長ということで求めている町長の今後の教育行政に対する思いを、あえてそこに持ってきた思いをお聞かせいただきたい。

ということともう一つが、教育大綱を定めることになっているということが、今回の改正法の中でうたわれております。町長がその教育大綱をどのように考えているのか、いつ出されるのか、そこについてお聞かせをいただきたい。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）経緯につきましては、昨年12月に現教育長より今年度いっぱいという話がありまして、私も今までの教育長の功績もわかっておりますし、リーダーシップをしっかりとれる方であるということで引きとめをしたわけでございますけれども、それは本人から今年度いっぱいということでございますので、その件については教育長本人から答弁していただきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）教育長。

○教育長（百留隆男君）いろいろと御審議等で御迷惑をおかけします。

実は、私のほうから町長に申し入れしたわけでございます。御存じのように、27年4月1日から新しい教育制度が施行されました。その教育制度の内容については、前にもプリント等で御案内したとおりでございますが、かなり教育内容、方法等について、今までの教育委員長、教育長、そして教育委員会という制度が改革されましたところでございます。

ところが、その施行につきましては、実は現教育長がいる間は前のおりでいいと、猶予期間を設けておるんです。私が教育界に、今、五十何年、お世話になっておりますけれども、教育にこんな猶予があつていいのかなと去年の4月から思っておりました。つまり遅滞があつたり、後退があつたり、間違いが行政にあつたりしては絶対にいけない。したがって、とにかく遅滞をするようなことで、ここの上毛町の教育がおくってしまうようなことでは、これはもつてのほかだというのは、もう4月1日から

考えておりました。

では、いつが引き際なのかというと、任期は実は3月31日過ぎてもまだ1年と8カ月あるんですけれども、実は学校教育を考えてみたら、一番さわやかに、つつがなく引かれるのは4月のこの時期です。あとの時期はちょうど年度中途になりますので。

したがって、御無理とはわかりましたけれども、とにかく町長にお願いして、やめさせてくださいと。実は、私の後に非常に雄大な人員がたくさんおります。したがって、そういう人材のお力を借りて、この上毛町の教育界をさらに活性化して、新しい教育行政を進めていただきたいということでお願いをしたわけでございます。

実は、京築管内でもこういう例が、去年、おととしですが、ある町は京築事務所の所長が年度途中で、何年か残して、そしてある町の教育長になったと。続けて、副町長もその次の違う町の教育長になったというように、やはり教育行政の重大さとその責務と、これは個人個人で違いましようけれども、私はそちらに力を注ぐという方がかなりおりまして、本町もそういうことで道免 隆先生を町長が提案していただいておりますけれども、道免先生も有能な方でございますので、さらに本町が発展するだろうということを期待しているわけでございます。

私もちょうど、これはもう初めからわかっていたことなんですけれども、実は3月31日で後期高齢者になりまして、まだまだぴんぴんしているつもりだったんですけれども、器官の衰退はやはりどうにもならん感じがありまして、これで間違いがあったら大変なことです。実は個人的なことも含めて町長にお願いした次第でございます。

議員の皆さん方にいろいろ御迷惑をおかけしますけれど、そういうことでひとつお含みいただいて了解いただきたいと思っております。どうも済みません。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）今、教育長が申し上げられたとおりでございまして、ぎりぎりまで交渉したんですが、本人が聞かないものですから、このようになったわけなんですけれども、きょうお認めいただければ、道免先生も教育長の推薦もございましたし、非常に現場に近いというか、現場にいるわけなんですけれども、非常に第一線で頑張っておられるわけですし、これから教育大綱ということにつきましても、ともに意見をぶつけながら、大いなる上毛町の教育をつくっていきたいと。子育てから、本当にゼロから18まで、しっかり同じ方向を向いて、社会人として自立できるような、スケールの

大きな人間を育てていきたいと考えておりますので、もし御賛同いただければ、これからしっかりと、ともにつくってまいりたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）大綱というのは、さっき町長の答弁がありましたように、本当に子育て、福祉の、そこから教育の中で町長が言われる18歳まで大きく踏み込んだ大綱が出せると私も期待をしておりますので、ぜひ教育委員会の中できっちりした新教育長と町長の意見、方向が一つになるような形で、ぜひそういう思いを早急に出していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）選考の過程で、上毛町、築上郡は学校の先生がほとんど教育長になるんですけども、お隣の中津市では一般の公務員が教育長になっているということも見受けられますので、そういう選択肢はあったんですかね。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）私も教員に限ったことではないと思っておるわけですが、実際に本人にお会いして、本当にバランスのいい、素晴らしい人だなと思いましたので、そういう部分に偏ることなく選んだわけでございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）私も道免先生をよく知っていますので、推薦に異論はないんですけども、そういう選択肢があったかどうか聞きたかったです。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかに質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。



(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。

よって、同意第1号、上毛町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第7、報告第1号、平成28事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画情報課長。

○議長(安元慶彦君) 企画情報課長。

○企画情報課長(福田正晴君) それでは、報告第1号について御説明させていただきます。平成28事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について。平成28事業年度上毛町土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

次のページをお開きください。事業計画につきましては、朗読により説明にかえさせていただきます。

平成28事業年度上毛町土地開発公社事業計画について。日本の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済、財政政策の推進により、雇用、所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、穏やかな回復基調が続いている。

平成28年の経済、財政運営は、これまでのアベノミクスの成果の上に、デフレ脱却、経済の再生と財政健全化を双方ともに、さらに前進させることになっている。また、一億層活躍社会の実現に向け、最優先で推進する必要のある緊急対策に取り組む

ことにより、民間の取り組みとも相まって、投資促進、生産性革命の実現や賃金、最低賃金引き上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えすることとされている。

しかし、地域に魅力的な仕事がなければ、中長期的に地域に人を根づかせることはもちろん、活力の維持すら厳しくなり、地域経済の自立的、持続的な発展のために、地域の中核企業の競争力の強化と特色ある新たな産業創出が重要と考えられる。よって地方では、雇用創出や企業の立地、地方の拠点機能の強化などを推進する必要がある。

上毛町では、企業の要望に即座に対応できる工業用地が枯渇しているのが現状である。東九州自動車道が開通し、上毛スマートインターチェンジの供用が開始され、上毛町においても、自動車関連企業を初めとする製造業のみならず、新たな産業に対する需要も求められてくる可能性があると考えられる。

このような情勢の中、当公社としても、公有地の拡大に関する法律第17条の規定に基づき、町と連携をとりつつ、地域の秩序ある整備と住みよいまちづくりに関与するために、以下により事務事業を推進する。

1、町からの工業団地取得事業の委託要請に基づき、速やかに適地選定と事業計画の策定を行う。2、新たな工業団地の適地検討を行う。3、多様な産業分野からの新規立地の需要に備える。一応このような事業計画になっております。

次のページをお開きください。続きまして、平成28事業年度上毛町土地開発公社予算についてでございます。収入支出の予算総額は、収入支出それぞれ21万7,000円と定めております。その内容ですが、4ページをお願いいたします。

まず、収入でございます。1款事業外収入1項1目基本財産果実でございますが、これは500万の基本財産の定期預金の利子1,000円を計上しております。

次に、2項1目預金利子ですが、普通預金利子の利息ということで1,000円を計上しております。

3項1目の補助金ですが、上毛町土地開発公社事務費補助金交付要綱に基づき、土地開発公社の行う事業の事務執行上、必要な経費を申請するものでございます。20万7,000円でございます。

次に、2款1項1目繰越金が8,000円ということで、合計いたしますと21万7,

000円の収入を見込んでおるところでございます。

5ページをお願いいたします。支出につきましては、経常経費ということで1款管理費1項一般管理費、費用弁償等で20万7,000円。2款事業支出1項工業団地取得造成費で旅費等9,000円、それと3款1項予備費で1,000円を計上しております。合計いたしますと21万7,000円を計上しているところでございます。

以上が、土地開発公社の事業計画及び予算でございます。これは先ほど町長のほうからも御説明がございましたが、2月18日、土地開発公社役員会で承認をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

峯議員。

○7番（峯 新一君）まず第一に、ちょっと疑問が。何でこの時期なのか。これはもう3年も4年も5年も前から取り上げて、一生懸命言ってきた問題なんですけれども、それがここに来て急にこういうのを立ち上げるというのも、いいことではあります。いいことではあるけれども、もっと、もう少し前からやってもらうとよかったんじゃないかなと思います。

いや、やろうという気持ちです。高速が開通する前に、もっとちゃんとした段取りをしてもらいたかったなと思います。でも、ここに来てやるということなんで、ちょっと気合いを入れて、町のために頑張ってもらいたいと思います。

○議長（安元慶彦君）町長、思いはありますか。

町長。

○町長（坪根秀介君）議員の御指摘はごもっともだなと思っておりますし、これは企業も、所有者というか住民もおるわけですし、両方相手があるわけですから、慎重にやってきたわけでございますし、これからもその点は慎重にやらなければいけないとは思っていますが、やはり高速道路を生かして、少しスピード感を出して、トップセールスをしながら企業誘致ということがかなうように、尽力してまいりたいと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかに質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（福本豊彦君）それでは、私から議案第1号につきまして御説明を申し上げます。議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、これに準じて本条例を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。

次のページに専決処分書を添付しております。

次のページをお願いいたします。上毛町条例第23号、上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということで、朗読により御説明申し上げます。上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。第1条のうち、町税条例第51条第2項各号の改正規定中「同項第2号」を「第2号」に、「または名称及び住所もしくは居所、または事務所もしくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に指定する個人番号をいう）または法人番号」を「及び住所または居所（法人にあっては名称、事務所、または事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

次に第1条のうち、町税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この番号において同じ）または」を削り「同条第15項を行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め「個人番号または」を削る。附則、この条例については公布の日から施行するということで、これにつきましては、昨年3月31日に専決処分をいたしまして、6月議会で承認をいただきました上毛町税条例の第12号の中の条例の

改正のうちの1条中の町民税の減免、それから特別土地保有税の減免について、個人番号を記載する必要がなくなったということで、これが28年1月1日から適用されることに伴いまして、専決処分をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第1号は反対の立場から討論いたします。

この議案は、マイナンバー導入にかかわるものであります。ですから、マイナンバーは、個人情報漏れやすい危険が非常に高いわけでありますので、そういうことを理由に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成多数）

○議長（安元慶彦君）賛成多数。

よって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第9、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が、平成27年12月28日に公布され、保育の必要性の理由が産、災害復旧、虐待のいずれかに該当する場合、本人の申請により保育時間を選択できるようになったことに伴い、本条例を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、上毛町子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。日付といたしまして平成27年12月28日、上毛町長、坪根秀介。

条文の改正については、2枚めくっていただきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。現行が左側となっております、下線部の6行目の中盤で「当該小学校就学前の子供が」という文面がございまして、その内容を簡潔に申しますと「産、災害復旧、虐待のいずれかに該当する場合、本人の申請に関係なく、保育標準時間を適用すること」と従前はなっておりました。改正案では、保育の短時間利用も申請時に御本人が選択できるようになったというものでございます。

あわせてこの項目が、国の施行規則に完全に基づくものであるため、従来の国の施行規則を表現した複雑な条文を一部省略いたしまして、改正案のとおり、保育必要量は、子ども子育て支援法施行規則第4条の規定によるものということで、今回、簡略化し、改正文といたしております。あわせて国の公布日、施行日にあわせて同日、昨年12月28日に公布、施行いたしております。

御説明は以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。

よって、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(上毛町子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第10、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度上毛町一般会計補正予算(第6号))を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川口 彰君) それでは、議案第3号について説明をいたします。議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度上毛町一般会計補正予算(第6号))について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。乳幼児医療費支給費支払いのための経費が不足する見込みであること、及び平成28年度実施予定の放課後児童クラブ館新設工事に係る補助金交付申請に当該建物の実施設計が必須となったことにより、直ちに委託業務を発注するための経費が必要となったため、専決処分をしたものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。28年1月29日付の専決処分書でございます。

それから、次のページでございますが、平成27年度の上毛町一般会計補正予算(第6号)を添付しております。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59

7万円を追加し、歳入歳出予算総額を46億9,561万3,000円とするものでございます。

詳細でございますが、8ページをお願いいたします。3款2項1目の児童福祉総務費で、設計管理委託料におきまして、大平保育所の増築工事設計管理委託料では、入札の執行残によりまして336万1,000円を減額し、新たに平成28年度に建設をいたします放課後児童クラブ館の国庫補助金申請事務に伴いまして、新築工事实施設計委託料333万1,000円を計上し、差し引き3万円の減額計上をしております。これにつきましては、先般の1月議会全員協議会で議員の皆様にご説明をした案件ということでございます。

次に同じく4目の乳幼児医療対策費の扶助費におきまして、今後の乳幼児医療費の所要見込みによりまして600万円を計上しております。これにつきましては、2月、3月分の乳幼児医療費の支出におきまして予算不足が見込まれると判断し、急遽追加計上を行っております。以上が専決処分の概要でございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）歳出について質問いたします。入札の執行残ということで336万1,000円が浮いたということですが、もともとの委託料の予算は、ちょっと確認のためお伺いしますが、幾らだったのか。そして、入札した業者はどの業者で、何社応募して、この1社だけ突出的に入札額が低かったのか。それとも平均的に、これぐらいの低い入札結果だったのか。

もう一つ、不用額が大変生じたということで、そもそも本来の業務はしっかりと行われていたのか。これまでも、安い入札結果というのは多々あったと思いますが、それがしっかりと本当に設計管理が業務としてしっかりと行われているというのがあるのか、そういったところをお伺いします。

そして放課後児童クラブの今度、新設工事实施設計ということですが、全員協議会のときも質問しましたが、最終的にこの発注方式がどのような方式になったのか、お聞かせください。

○議長（安元慶彦君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）議員御質問の、前段での御質問であれば、大平保育所に係る設計業務のことを御質問ということではよろしいでしょうか。

○6番（宮崎昌宗君）はい。

○子ども未来課長（垂水英治君）当初予算額では767万9,000円ということで設計及び管理について、それぞれ入札いたしております。手元にちょっと資料がないので恐縮なんですけれども、8社もしくは5社等でそれぞれの入札をいたして、執行残が出たという状況でございます。

それから、その続きの御質問としては、現在、放課後児童クラブの専決の内容ということで、児童クラブは新設の設計のために設計額を、要するに実施設計を行うための費用として333万1,000円を計上いたしまして、専決の予算執行をした後に、5社に対して見積もり入札をいたしました。それで、かなり低額な価格で発注し、設計の工程会議を進めておるところでございます。

それから、先ほどのお答えをしますと、大平保育所の入札の部分で、特段1社だけ安かったのかという御質問だったと思うんですけれども、2社ほど安かった部分がございます。それは実施設計のほうでございます。そして、管理につきましてはやはり開きがあって、まちまちの金額が上がっていたように記憶しておりますが、ちょっと御回答になっているか。

○6番（宮崎昌宗君）業務が正しく行われてあるのかということです。

○議長（安元慶彦君）立って言ってください。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）もう一つあったのが、かなり安い金額で入札されたと思いますが、例えば名前が歴史に残るような建造物だったら、かなり安くたたいても、とる人はいらかもしれませんが、増築工事という何も名前の残るような工事でもないのに、そんなに安くとるということで、後でどこか帳尻を合わせてしまうのではないかなという不安があると思うんですね。

これまでの町内のいろいろな建造物においても、何かこれは安すぎて、後々水漏れや雨漏りがしたなというのがあったと思いますが、そういった入札結果が安くなったのが、しっかりと業務遂行されていたのか。例えば、どこかで変なひずみが来ていないかということを一問質問しました。

それで、ちょっと私も質問が悪かったんですけれども、設計と管理は別々の項目で

ということだと思いますが、設計がかなり低かったと。もう1回、設計の部分に関してかなり低かったというような答弁だったので、設計額の予算が幾らで、実際の入札が幾らだったのかお答えください。

○議長（安元慶彦君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）あくまで大平保育所のときのということでお答えいたします。設計は400万円台の予算額に対して、200万円超程度の入札価格であったと記憶しております。ここにはちょっと手元にございませぬ。半分を割ったという状況でございます。そして管理につきましても、予定価格に対する6割程度の落札であったと記憶しております。

以上です。

○議長（安元慶彦君）宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）済みませぬ。先ほども質問したんですけれども、業務そのものがしっかりと間違いなく行われていたのかということをお聞きしました。町長にもお伺いしたいんですけれども、かなりこれまでも、いろいろな懸念とかされていたと思います。これまでの設計、発注方式がおかしかったんじゃないかとかです。

そういった中でしっかりと、業務そのものが安ければいいというものではないと思いますので、その辺、間違いなくそういった設計と管理が行われたのかということをお答えください。

○議長（安元慶彦君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）設計については、概ねよしということではございます。そして完了報告をいただいております。そして完了報告をいただいております。

管理については、今も継続して工程の管理をしていただいております。それぞれ業者が違いますので、第三者的な判断で適正に工事は進んでおる状況だと考えております。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）先ほど課長が、概ねよしということではございますが、検査におきまして、完全にできておるということで、完全にでき上がったということではございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）大平保育所にきょう行って見たんですけれども、まだ完成はして

いないですね。工期は多分今月末だと思えますけれども、完成予定がいつなのか。それで、設計管理が完成するという形になろうかと思えます。その辺はどうなっておるんですかね。

○議長（安元慶彦君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）工期は3月26日だったと思えます。

それで、現時点の工程の進み状況としては、直近の工程会議では三日おこなっているというような状況で、これは十分工期中に解消できると、工程会議の中で確認しております。

以上です。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）もう保育所の件は結構ですけれども、乳幼児医療費の所用見込み額が600万円ふえたということですからけれども、何か大病があったのか、それとも受診する子供さんの数がふえたのか、お聞かせ願います。

○議長（安元慶彦君）末松課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）これは昨年に比べまして、2カ月間で約2倍弱の医療費となっておりますので、今回の補正に至っております。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）ということは、大病とかそういうのではないということですね。

○議長（安元慶彦君）末松課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）今、26年の10月から子供の医療費が、通院の一月800円をのけて無料になったというのも、一つ原因の中にあろうかと思えます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）はい、結構です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。

よって、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度上毛町一般会計補正予算(第6号))は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第11、議案第4号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例及び上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川口 彰君) それでは、議案第4号について説明をいたします。

議案第4号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例及び上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町一般職の職員の給与に関する条例及び上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。平成27年度人事院勧告、地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行、及び行政不服審査法の施行に伴い、本町職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所用の改正等を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の給与改定でございますが、冒頭、町長が申し上げましたように、27年の8月6日に人事院は国会及び内閣に対し、民間企業との格差を埋めるための俸給表の水準引き上げ等を勧告し、今年の1月に国においても給与等の改定が行われたところでございます。本町におきましても国、また県の改定に準じまして、俸給表の平均1,100円引き上げを基本に改定をしております。率で示しますと、平均改定率は0.4%の引き上げであります。また、ボーナスにつきましても年間4.1カ月分から0.

1カ月を引き上げまして、4.2カ月とするものでございます。

次のページから改正する条例を載せておりますが、11ページからの新旧対照表で主な改正点を説明させていただきます。11ページの第1条であります。地公法の一部改正後の条番号にあわせて、引用する条例番号であります第24条第6項を第24条第5項に改正するものでございます。

次に第5条につきましては、3項を追加し、あわせて24ページの別表第2を新設するものでございます。この表につきましては、本町は規則で定めておりましたが、地公法の一部改正により条例で定めることとなったため、3項及び別表第2を新たに追加するものでございます。

次に13ページをお願いいたします。勤勉手当の関係でございますが、20条2項の1で、率を100分の75から100分の80に改定し、100分の5をアップするというものでございます。6月と12月、式を合わせますと100分の10、0.1のアップということでございます。

17ページから給料表を載せておりますが、先ほど申し上げましたように、平均で0.4%の引き上げで改正をしているところでございます。それから戻りまして10ページをお願いいたします。附則の2で、改正後の給与条例は平成27年4月1日から適用するというところでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長 (安元慶彦君) 全会一致。

よって、議案第4号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例及び上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長 (安元慶彦君) 日程第12、議案第5号、上毛町東九州自動車道推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長 (川口 彰君) それでは、議案第5号について説明をいたします。議案第5号、上毛町東九州自動車道推進基金条例を廃止する条例の制定について。上毛町東九州自動車道推進基金条例を廃止する条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。東九州道の上毛町内建設事業が完了し、本基金の設置目的を達成したことに伴い、本条例を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本基金条例につきましては、東九州自動車道の建設に伴いまして、町が執行する負担金、それから関係町道工事費等々に活用するための基金でございましたが、東九州自動車道の上毛町区間の完成、開通に伴いまして、基金条例の廃止をお願いするものでございます。なお、3月末での基金残高につきましては9,615万1,000円であり、一般会計に繰り入れるものでございます。

以上でございます。

○議長 (安元慶彦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 (安元慶彦君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。

よって、議案第5号、上毛町東九州自動車道推進基金条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

ここで、議員各位にお諮りをいたします。

議場の時計では、そろそろ12時に近づいてきましたが、このまま本日予定されている議案を審議していくか、あるいはここで昼食の時間の休憩で行くか、いかがでしょうか。（「休憩」と呼ぶ声あり）

休憩ですか。休憩でよろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）それでは、ここで暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。御参集願います。

閉会 午前11時57分

再開 午後 1時00分

---

○議長（安元慶彦君）休憩を解き、休憩前に戻し会議を続けます。

日程第13、議案第6号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川口 彰君）それでは、議案第6号について説明をいたします。議案第6号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）。平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,347万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,909万1,0

00円とするものでございます。

次に第2条で、新たに繰越明許費を計上し、第3条は債務負担行為の補正、それから第4条で地方債の補正につきましては、それぞれの表の補正によるものでございます。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

それでは、補正予算の概要でございますが、まず6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございます。2款1項の総務管理費で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業では、817万2,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。この事業につきましては、マイナンバー制度に伴いまして地方自治体の情報セキュリティ対策を強化する事業が国において今回、予算化されまして、本町におきましても情報セキュリティ対策を行うため、今回、補正予算で新たに計上し、繰越事業をお願いするものでございます。

続きまして2款1項の総務管理費でございます。スマートインターと一体化した地域拠点づくり事業では、2,300万円の繰越明許費をお願いするものでございます。この事業につきましては、地方創生に係る地方創生加速化交付金事業であり、大池公園開発事業に伴いまして、ゲストハウスの検討事項や全体的なマーケットリサーチ等々の、公園の地域拠点づくりの事業計画を策定するものであり、また国の採択要件ということで、27年度の補正事業でなければならないとなっておりますので、今回、補正予算で新たに計上し、繰越事業をお願いをするものでございます。

次に3款2項の児童福祉総務費で、子育て支援システム改修事業でございますが、89万7,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。この事業につきましては、多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料の負担軽減に伴いまして、電算システムの改修を本年3月から9月まで行いますので、今回、補正予算で新たに計上し、繰越事業をお願いするものでございます。

次に5款1項の農業費で、担い手確保・経営強化支援事業では1,832万6,000円の繰越明許費をお願いするものであります。この事業につきましては、国の平成27年度予算のTPP対策に伴う新たな事業ということでございまして、意欲ある農業者が融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残額について助成金を交付する事業でありまして、今回、補正予算で新たに計上し、繰越事業をお願いするものでございます。

次に6款1項商工費の、道の駅しんよしとみコンテナハウス設置事業では、2,24

9万7,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。この事業におきまして、備品発注、納品等におきまして期間を要すると見込まれるため、繰越事業をお願いをするものであります。

以上、5事業を28年度に繰越明許をお願いするものでございます。

次のページでございますが、第3表の債務負担行為の補正でございますが、稲作経営安定緊急対策資金利子補給金におきまして、県がこの利子補給金を直接交付することに伴いまして、8万6,000円から4万3,000円に限度額を変更するものでございます。

それから次のページで、第4表の地方債の補正でございます。これは第2表の繰越明許でも説明いたしましたが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、補正予算債を活用することができますので、今回追加で390万円の限度額をお願いするものでございます。なお充当率は100%で、交付税措置は50%ということでございます。

次に9ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書でございますが、まず歳入でございますが、主たるものを御説明いたします。1款の町税でございますが、町税で1億620万円の増額補正を行っておりますが、これは10ページのほうに詳細を載せておりますが、個人町民税を1,000万円、それから法人町民税を8,000万円、固定資産税を1,000万円、たばこ税を200万円、入湯税、これは滞納も含めまして420万円をそれぞれ増額いたしまして、1億620万円の増額補正をお願いするものでございます。

それから6款の地方消費税交付金では3,000万円を補正しております。社会保障財源交付金の交付見込み額により、増額をしているところでございます。

次に9款の地方交付税の関係でございますが、今回9,530万6,000円の補正を行っております。まず内訳ということで、普通交付税で161万6,000円の増額計上をしております。普通交付税の確定によりまして、普通交付税はトータルで2億7,148万6,000円となります。それから特別交付税でございますが、これはあくまでも見込みでございます。今回、9,369万円を追加いたしまして2億5,369万円を見込んでいるところでございます。現時点では、普通交付税、それから特別交付税をあわせました地方交付税の総額見込みは、24億2,517万6,000円を見込んでいるところでございます。

次に12款の使用料及び手数料でございます。181万5,000円の減額補正でございます。主といたしまして、公営住宅使用料の100万円の減額が主たるものでございます。

次に13款の国庫支出金でございますが、2,766万円の増額となっております。これにつきましては主といたしまして、先ほど繰越明許費で説明いたしました、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費補助金、それとスマートインターと一体化した地域拠点づくり事業の地方創生加速化交付金等の新たな補助金等の計上によるものでございます。

次に14款の県支出金でございますが、701万2,000円の増額補正でございます。これにつきましても、主といたしまして、先ほどの繰越明許費でも説明いたしました、担い手確保・経営強化支援事業の新たな補助金等の計上によるものでございます。

次に15款の財産収入でございますが、4,964万3,000円の減額でございます。主といたしまして、コモンパーク上毛彩葉の分譲宅地売り払い収入の減額ということでございます。

それから17款の繰入金でございます。9,615万1,000円の増額補正でございますが、議案第5号で提案いたしました東九州自動車道推進基金条例の廃止によりまして、基金残額を繰り入れるものでございます。

次に18款の繰越金でございます。2億6,001万3,000円の増額補正でございます。前年度繰越金を今回、全額計上ということでございます。

それから20款の町債でございます。3,900万円の増額補正でございます。これにつきましても、第4表の地方債の補正でも説明いたしましたが、一般補助施設整備費等事業債を新たに計上するものでございます。

歳入合計といたしまして52億6,909万1,000円の歳入でございます。

それから次のページのほうに歳出関係を載せておりますが、各課にわたりまして今後の支出見込み等により不用額等の精査を行っております。主な増減等につきましては、26ページからの歳出予算のほうで説明をさせていただきます。

26ページでございます。まず1款の議会費でございますが、62万1,000円の減額をお願いをしております。職員勤勉手当の増と他の手当の減、それから印刷製本費の不用見込みによる減額でございます。

次に27ページの2款総務費でございます。総務費全体で1,389万8,000円の増額を行っております。減額部分につきましては、各款にわたりまして給与改定により勤勉手当等を増額し、勤勉手当を除く人件費関係、それから事務費、需用費関係等々を今後の支出見込みにより減額をしておりますので、これにつきましては、総務費以外の款につきましても、この部分の説明は省略をさせていただきます。

まず2款の総務費関係では、19節の事務的負担金で職員の退職に伴う退職手当組合特別負担金ということで170万8,000円をお願いしております。

次に28ページをお願いいたします。6目の企画費の19節地域づくり活動事業支援補助金では、新規の認定団体の減少により129万円の減額、それと定住促進補助金、コモンパーク関係の補助金でございますが、宅地分譲の実績により607万3,000円の減額計上となっております。

それから10款の電子計算費では、先ほども申し上げましたが第2表の繰越明許費でも説明いたしましたように、地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業を新たに計上しておりますが、28ページの一番下から29ページの上段でございますが、この増額部分の計上の3件分あわせまして、817万2,000円が繰越費用ということでございます。

それから次のページ、12目でございますが、開発交流推進費の13節委託料でございますが、これにつきましても第2表の繰越明許費で説明いたしましたが、スマートインターと一体化した地域拠点づくり事業で、新たに2,300万円をお願いしております。地方創生に係る地方創生加速化交付金事業であり、今回新たにお願いをするものでございます。

次に30ページをお願いいたします。中段でございますが、3項1目の戸籍住民基本台帳費の13節委託料であります。132万6,000円をお願いしております。マイナンバー制度に伴い、通知カードを普及させるための委託料ということで計上させていただいております。

次に飛びまして、33ページをお願いいたします。3款の民生費全体で、2,644万1,000円の減額をしております。増減額の主なものにつきまして説明をいたします。1項1目の19節で臨時福祉給付金の実績等の精査によりまして、237万6,000円の減額、それから28節の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、1,075万円を増額で計上しております。詳細は、特会のほうで説明をさせていただく

ことになろうかと思えます。

それから次に34ページになりますが、19節の事務的負担金、これは一番上のほうの段でございますが、大幅な減額をしておりますが、後期高齢者医療療養給付費では、実績見込みによりまして549万8,000円の減額、それから福岡県介護保険広域連合負担金では、負担金額の確定によりまして1,416万9,000円の減額、20節の扶助費では、実績及び見込みにより全体で525万4,000円を減額で計上しております。同じく3目の介護予防費、4目の障害福祉費におきましても、同様に減額をしているところでございます。

また、4目23節の国県等精算還付金では、これは35ページでございますが、26年度の精算により今回、418万7,000円を増額で計上しております。それから5目の重度障害者医療費対策費の扶助費におきまして、実績等を精査し、今後の見込みによりまして40万円を増額で計上しております。

次の36ページをお願いいたします。2項1目の児童福祉総務費でございますが、12節の役務費では放課後児童クラブ館の建築確認手数料ということで、新たに2万8,000円をお願いしております。また13節の委託料で、議案第3号の専決処分で報告いたしました、放課後児童クラブ館新築工事实施設計委託料におきまして、入札執行残が発生しましたので今回、257万円を減額するものでございます。

同じく事務事業委託料におきまして、子育て支援システム改修事業の委託料ということで新たに89万7,000円をお願いしております。この委託料が第2表の繰越明許費で説明いたしましたが、繰り越しをお願いするものでございます。

次に2目の児童措置費でございます。13節の事務事業委託料で、保育所及び認定こども園の施設型給付費を430万円増額しておりますが、これにつきましては人事院勧告による給付費の増額によるものでございます。

それから38ページをお願いいたします。4款の衛生費全体で3,468万3,000円の大幅な減額をしておりますが、減額分の主なものでは、1項1目保健衛生費、それから2目予防費、3目保健事業費の13節の委託料、19節の補助金の各節におきまして、実績及び今後の見込み等によりそれぞれ計上金額を減額しているところでございます。

また、次のページの4目環境衛生費の建設的補助金で、太陽光発電システム設置費補助金におきまして、申請実績及び今後の見込みによりまして358万円を減額計上

しております。

次に2項の上水道費の1目の出資金で、水道企業団の事業の減によりまして390万円を減額しております。1目28節の繰出金では、簡易水道拡張工事の事業費の減額によるものと、2目19節の浄化槽設置補助金の申請実績及び今後の見込みにより、減額を計上しております。

それから40ページをお願いいたします。5款の農業水産業費全体で622万8,000円の増額を行っておりますが、増減額の主なものにつきまして説明をさせていただきます。41ページになりますが、3目の農業振興費の19節の建設的補助金におきまして、担い手確保・経営強化支援事業補助金で、新たに1,832万6,000円を計上しております。これにつきましては、第2表の繰越明許費で説明いたしましたTPP対策に伴う新たな事業ということでございます。

次に43ページをお願いいたします。商工費でございますが、増減はございませんが、県費補助金の確定によりまして、財源内訳の組みかえを行っております。

次に44ページをお願いいたします。土木費でございます。全体で683万1,000円を減額で計上しております。主として道路改良に伴う用地費、それから補償費の不用見込み、それと委託料、工事請負費等の入札執行残によるものでございます。

次のページをお願いいたします。消防費でございますが、90万円の減額計上でございます。備品購入の精査、それから木造戸建て住宅耐震改修補助金におきまして、申請がなかったことによりまして、当初予算額全額を減額しているところでございます。

それから47ページでございます。9款の教育費でございます。教育費全体で803万7,000円の減額をしておりますが、増減額の主なものにつきましては、49ページをお願いいたします。49ページの一番下の4目、げんきの杜の管理費でございます。11節の修繕費で、発電機等の修繕費ということで66万円をお願いしているものでございます。

それから次のページでございますが、5目のコミュニティー施設管理費の15節の工事請負費で、西吉富コミュニティーセンターの空調設備、エアコンの故障によりまして、新たな取り替え工事費ということで128万6,000円をお願いするものでございます。

次に51ページの11款の公債費でございますが、増減はございませんが、今回の

入湯税の補正計上によりまして、財源内訳の変更を行っております。

次に52ページをお願いいたします。12款の諸支出金でございます。6億3,086万5,000円の基金積み立てを行うものでございます。主として財政調整基金で2億40万円、それから公共施設整備基金で4億3,300万円を増額しております。

以上、概略でございますが、全体的な説明ということでございます。詳細につきましては、質疑内容によりまして所管課長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。

質疑については、歳出のほうからページを追って進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）それでは、そのように行います。

それでは26ページ。

ありませんか。

ないときには、ないと言ってください。わかりませんから。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）27ページ。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）19節の退職手当組合特別負担金所用見込み額ですが、これは何名分でしょうか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）1名分でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）28ページ。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）企画費の賃金、地域おこし協力隊員賃金等不用見込み額とありますが、賃金等というと、地域おこし協力隊が、たしか月20万円近くの賃金だったと

と思いますが、これは二、三カ月分相当の賃金だと思いますが、何か不用になった理由はあるんですか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）7節の賃金でございますが、先ほど議員さんが言われました協力隊員1カ月分と、その節でございますコモンの公園管理、植栽の賃金不用分をあわせたとの金額になります。26万4,000円と23万程度になります。

協力隊員の1カ月分につきましては、10カ月を見ておりましたが、公募の関係で1カ月ずれましたので、その分でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）29ページ。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）12節の開発交流推進費ですが、大池公園の開発事業の東側の実施設計委託料不用見込み額が54万となっています。これについては、予算は1,242万円でしたよね。ということは、契約額が1,188万円だと思いますが、どこの業者がやったのか。

それと、その下の大池公園の開発事業の自動車道の連携部の基本設計計画策定委託料、これも予算額が636万1,200円でしたが、615万5,200円の契約だと思います。これは両方とも契約は入札でやっているのか。業者はどこか。

それと、その他委託料、スマートインターと一体化した地域拠点づくり事業ですが、この分の地域創生加速化交付金、事業イメージの具体例として、まちづくりとあります。町のにぎわいの創出ということは、どういうことですかね。

以上、3点お聞きします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（岡崎 浩君）まず委託料2本でございます。東側の実施設計、それから自動車連携部の基本計画でございますが、どちらも3社による随意契約で、小野寺康都市設計事務所が受注いたしております。

それから、スマートインターと一体化した地域拠点づくり事業ということで、事業の中で町のにぎわいの創出というところの理由ということでございますが、事業の背景としては、少子高齢化の加速化が進む中で、町の魅力創出とパーキングエリアの部

分の開発を町の顔と位置づけ、従前から説明いたしておりますとおり、定住人口の増加のための起爆剤等をうたい込んだ上でのにぎわいの創出という形で事業計画をつかって、県また国に提出したところでございます。

○3番（廣崎誠治君）先ほど言った、契約の件ですけれども、小野寺何とかというところは東京の業者ですよ。これはたしか基本構想のとき、その前の契約のときもここがやっていたと思うんですけれども、これは随意契約というのはおかしいんじゃないですかね。本来、工事等については130万円以下が随意契約できるんですけれども、これは1,188万円、615万円と、ちょっと随契には当たらないと思うんですけれども、どうですか。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（岡崎 浩君）今回の契約につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項の2号、及び7号という形で契約をいたしております。理由といたしましては、上毛町の顔となる場所の空間設計で、九州一輝くまちづくりのためには、一定の水準ということで、都市景観大賞もしくは土木デザイン大賞等の複数の実績のある事業者の中から、空間設計また照明等のファニチャー設計等、複数の条件を具備したところから見積もりを徴取して、契約をしたということでございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）この東京のコンサルタント会社を使わなければいけない理由ですけれども、福岡県であれば、こういう業者はいるんじゃないですかね。それがどうも疑問なので、この件についてはまた一般質問で聞きます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）同じく12目の開発推進費ですが、契約の方法が実施設計と自動車連結基本部分が、先ほどちょっとマイクの音が小さかったのでよく聞こえなかったんですが、随契ということで、小野寺設計事務所ということで、そう聞こえたんですけれども、間違いはないか確かめます。

それから、これは東京ということで、町の登録業者なのかどうなのか。それから、あと2社はどこなのか。3社で随契したということですが、後の2社はどこなのか。そして、この場所とこの業者は町の登録業者なのか。それから、基本構想図が小野寺であったのかどうか確認いたします。

それから、予定価格と落札率をお聞きいたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（岡崎 浩君）まず、両事業とも随意契約でございます。そして、小野寺康都市設計事務所につきましては、本年度、当町の指名願いが出ております。

後の2社でございますが、株式会社プランニングネットワーク、それからもう1社が有限会社E A Uということで、先ほど廣崎議員の御質問にもお答えしましたが、一定の水準の実績ということで、都市景観大賞また土木デザイン大賞等の複数の実績を有するところの中から調べてきたという部分でございます。

それから、それぞれの予定価格と落札額でございますが、まず東側の実施設計でございますが、見積書比較価格にして1,150万、予定価格、消費税込みで1,242万円に対して、1,100万円の見積もり額です。契約が1,188万円となります。

それから自動車連携部でございますが、見積書比較価格589万円、予定価格で636万1,200円、落札額が570万円、契約額で615万6,000円でございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）落札率を正確に知りたいんですよ。それから、基本構想図は小野寺であったのかどうかお尋ねします。それから不思議に思うのは、一定の水準がある業者を選んだと言いましたよね。これが3社とも東京だけですよ。そうしたら、福岡とか大阪とか、全国各地にそういうのがなかったのかどうか。私は当然、あると思うんですよ。8社なり15社集めて指名競争入札をしたほうが、私はよかったと思うんですが、なぜこれを随契でやったのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（岡崎 浩君）まず落札率でございますが、東側が95.6%、自動車連携部が96.77%でございます。それから、基本構想でございますが、小野寺康建築設計事務所となっております。

なぜ東京でないとという部分をおっしゃられますが、今回、公募型プロポーザル等の方式はとっておりませんので、そういった中で探していく中で、見当たったのがその3社であるという部分で御理解をいただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）では、業者選定した基準と選定メンバーについてお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（岡崎 浩君）当課内において協議をしてメンバーを選定し、決裁をいただいて選定をしたと。基準につきましては、先ほど申しましたとおり、都市景観大賞であったり土木デザイン大賞であったりする部分の複数の実績を持つ業者で、空間設計等にすぐれた業者という部分で選定をいたしました。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）30ページ。

ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）31ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）32ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）33ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）34ページ。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）34ページの3目13節委託料ですが、通所介護予防事業委託料不用見込み額とありますけれども、この要介護を受けていない方で、これを利用していないという方は、その件数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）その件数については、ちょっとわかりません。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）突然のことですから、はっきりわからなくていいですけども、何人ぐらいおるということ、全体の何割ぐらいということとはわかりませんか。

○議長（安元慶彦君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）申しわけありませんが、確かなことはわかりませんので、

ちょっと差し控えさせていただきます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）では、大まかにいって、そういう方はおられるわけでしょう。

○議長（安元慶彦君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）先ほど申し上げましたが、おるとは思いますけれども、人数の把握はしておりません。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）35ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）36ページ。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）先ほど専決処分でありました、放課後児童クラブ館新築工事の実施設計委託料333万1,000円を257万円減額しておりますけれども、すごく安いんですが、どういう形態で契約いたしましたか。

○議長（安元慶彦君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）この点につきましては、議員さんの全協のほうで御説明申し上げました中にもありましたが、一応もう時間的な制約がございまして、随契で5社見積もりをさせていただきました。その中で、最低の落札額が60万円台であったと。落札率にして2割強ということで非常に安かったんですが、その業者と十分な打ち合わせをして、工期内に当方の要望にこたえていただけるという確実な確約ができましたので、契約をかわさせていただきます進めさせていただいております。

○3番（廣崎誠治君）はい、結構です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）三世代同居世帯の支援補助金ですが、これは同居をするための補助金対象なんですけど、例えばトイレを修復するとか、家の内部を当たるとか、風呂を当たるとかというような、具体的な補助対象はどうなっていますか。

○議長（安元慶彦君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）当課で扱っております三世代同居世帯支援事業と申し

ますのは、主に学校給食費、小中学校に通う児童の世帯の保護者に対する給食費の半分の補助と、就学前、保育所に通所していない児童がいる場合の世帯主または保護者に対して、一律7,000円を交付するという内容のものでありまして、所管としては、そういった補助をやっているということでお答えをさせていただきたいと思っています。

○議長（安元慶彦君） 宮本議員。

○11番（宮本理一郎君） それと三世帯のこれを判別する場合、じいちゃん、ばあちゃん、祖父母あるいは親、孫という三世代になろうかと思いますが、お嫁さんがお腹に子供を抱えている、妊娠中というような御家族はどうなりますか。

○議長（安元慶彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 三世代同居世帯というのはどういったものか、御説明してお答えさせていただきたいと思いますが、町内に居住しまして親子、孫等、三世代以上で構成され、かつ同一住宅内に同居する世帯を申します。

ただし、住民票が同一世帯で別棟に住居する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離をしている場合は補助の対象とはいたしておりません。また、町税の滞納がある場合は、助成の対象としておりません。そういった状況で、先ほど議員さんおっしゃった、お腹の中の状況というのはまだ生まれていないということで、その時点では対象とならないということでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君） 37ページ。

三田議員。

○8番（三田敏和君） 19節の負担金補助金及び交付金の中で、幼稚園第三子以降、就園補助金不用見込み額というものがありますが、これは何名見込んで何名不用ということになるのでしょうか。

○議長（安元慶彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） お答えします。当初としましては、ちょっと人数が数名ということで予測していたんですが、対象者がゼロであったということで、全額の減額をさせていただいている状況でございます。済みません。人数の見込みとしまして、もう10人未満の数名ということで記憶しております。申しわけありません。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 38ページ。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 39ページ。

宮本議員。

○11番(宮本理一郎君) 19節の太陽光の件でございますが、周囲を見渡すとまだまだ開発、増設をしていることが目につくんですが、本町においてはたまたまピークを過ぎたというか、需要がないという状況ですか。

○議長(安元慶彦君) 住民課長。

○住民課長(佐矢野 靖君) 太陽光発電システムに関しましては、27年度は今の見込みですと26件来ております。最初が40件800万円の予算を計上しておりましたので、実績見込みにより300万ほど減額しているという状況でございます。

○議長(安元慶彦君) ほかに。

廣崎議員。

○3番(廣崎誠治君) 太陽光を聞こうと思いましたが、宮本議員が聞きましたので、浄化槽の設置補助金の不用見込み額ですが、これは何戸分に当たりますか。

○議長(安元慶彦君) 建設課長。

○建設課長(永野英憲君) 浄化槽の設置補助金につきましては、当初60基を計画させていただいておりました。今の実績で約47基ということで、13基が不用になったということでの減額でございます。

○議長(安元慶彦君) ほかに。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 40ページ。

40ページありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 41ページ。

廣崎議員。

○3番(廣崎誠治君) 担い手確保・経営強化支援事業補助金ですけれども、1,832万6,000円。この件については、人・農地プランを確定している次世代を担う経営感覚にすぐれた経営者を育成という形で、農地の中間管理機構を活用している地区にお

いて、意欲的に取り組む担い手が機械等を購入した分の全額を補助するという形になっていますが、これは地域の担い手の何件分なんですかね。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）この事業の説明をしましたところ、17経営体から申し込みがございました。それで、その内容について精査し、町と県のほうで基礎ポイントを積算したところ、今回1,832万6,000円の事業費につきましては、6事業体の金額となっております。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）その団体の名前は明かせますか。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）この事業の事業主体につきましては町となっておりますので、6事業体については、ちょっとお名前のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）個人的に、後で聞きにいったら教えてもらえますか。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）これは19節の中山間地域の直接支払いの件ですが、既に対象地になっているエリアは、何年かで更新手続きが必要なのか。つまり、減額されているということは、対象農地が減少したと判断するのでしょうか。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）この地区につきましては5年計画で事業をやっております。それで今回98万円の減額をした内容につきましては、当初予算の中で、超急傾斜農用地加算というものがございまして、それを含んでいるところがございまして、その部分98万100円が予算計上しておりましたが、この内容に6次産業をしていないといけないとか、いろいろな制約がございますので、この部分について申し込み者がいなかったということで、減額をさせていただいております。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）それでは、今までこの方は支給を受けていたわけではないんですね。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）急傾斜農用地加算分というのは、平成27年度から加わったものがございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）急傾斜地というのは、行政が、ここがそういうことになるだろうと見込んだものが、実際、今ある何団体かの中で、そういう採択をするところがなかったということなんですかね。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）超急傾斜地という部分を含んだ事業体はございまして、その部分についてうちが面積を調べまして、その部分に対しまして1反当たり6,000円の部分で積算をしておりました。これが新たに27年度で国が予算計上した部分で、うちもそれが適用できるのではないかということで、当初予算で組ませていただいた部分であるんですが、8組織内から、その部分について申請がなかったということで今回、落とさせていただいております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）もう一度確認します。超急傾斜地というのは、どのくらいの勾配になるんですか。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）田んぼで10分の1、畑で20度以上が、超急傾斜地となっております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう箇所が上毛町の中でどのくらい存在すると見込んだんですかね。そんな急なところあるんかね。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）今、取り組みを行っている組織の中で、1町6反分の面積がございます。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ちなみに、そこはどこですか。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（尾崎幸光君）原井地区、それから西友枝の部分だと思います。私もちよっと、どこが何平米あるかという部分については、ちょっと今、ここには書類を持っておりませんので。

○8番（三田敏和君）はい。了解です。

○議長（安元慶彦君）答弁者をお願いしておきますが、答弁をするときには、明快な答弁をやってくださいよ。

ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）42ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）43ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）44ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）45ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）46ページ。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）防災費の建設的補助金で木造戸建て住宅耐震改修補助金不用見込み額とありますが、たしか昨年もこれは不用見込み額で上がっていたと思います。これは県の事業ということで、県下全域で取り組まれている事業だと思いますが、市町村によって、この該当する運用基準は違うのか、それとも県下同じような基準で運用されているのか、どちらですかね。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）これにつきましては、全額県の補助金ということで、県の採択基準ということで県内統一されていると思います。

○議長（安元慶彦君）宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）ある工務店にちょっと話を聞いたところ、豊前のほうは、例えを上げて申しわけないんですが、例えばべた基礎ではなく、普通の昔ながらの基礎でも、はりとかに金属プレートを入れれば対象になるけれども、上毛町は耐震診断まで入れ

ないと基準に当たらないとか、市町村によってそういう違いがあると聞いたんですけども、そういうことは全くありませんか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）先ほど答弁いたしましたように、私ども上毛町の基準は県の基準ということでございますので、豊前市の基準に独自の基準があるかもわかりませんが、私ども上毛町の基準は、県の基準を対象にしているということでございます。

○議長（安元慶彦君）宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）県の基準の詳細はわかりませんが、例えば県の基準が100%の耐震を目指すのかもしれませんが、例えば今10%の耐震強度が80になるだけでも効果があると思いますので、もしそういった耐震診断まで入れると大変ハードルが高いと思いますので、できればある程度、基準を緩めて、8割でもいいから耐震補強できるなら耐震すべきだと思いますけれどもどうですか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（川口 彰君）今の要望といいますか、県のほうに、うちからそういう声がありますということ伝えていきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）47ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）48ページ。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）8の学校管理費の報償費ですけども、部活動の外部講師謝金不用見込み額とありますけれども、どこかの部活動の講師がやめられたということですか。それと、11節の教師用の指導書等購入費はどういうものですか。

○議長（安元慶彦君）教務課長。

○教務課長（古原典幸君）まず外部講師の謝金でございますが、これにつきましては各クラブで講師の出る日数、時間等が違いますので、それによって精査した結果、これだけの金額が不用になったということで、やめたわけではございません。

それと11節の講師指導書等の購入費でございますが、これにつきましては28年度、中学校で教科書の図書が改訂をされます。それに伴いまして教科用の指導用の図

書を購入し、4月1日から使用しますので今回、2月の終わりに図書が確定しましたので、それに伴って予算化をし、3月中に購入し、4月1日から使用させていただくというものでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）49ページ。

三田議員。

○8番（三田敏和君）文化財調査作業費の賃金の不用見込み額と、その下の報告書の不用見込み額ということで上がっておりますが、いろいろな上毛町の文化財の調査は非常におくれていると感じるわけですが、そういう中でなぜ不用額がでてくるのか。なおかつ報告書というのは、調査するぐらいの時間と手間ひまがかかるということで、本年度どのくらい報告書ができたのか。

○議長（安元慶彦君）教務課長。

○教務課長（古原典幸君）まず文化財の調査作業員の賃金の不用額でございますが、これにつきましては、町内に個人の方等が家を建てる時に調査をしなければなりませんので、その費用として年間5カ所ほど計画をしておりました。それが実績により2カ所ということで、その分の単独分についての減額をさせていただいております。

それと、文化財の調査報告書の印刷製本費でございますが、これにつきましては、今年度、宇野古墳群、垂水の高木遺跡等の報告書を作成させていただきましたが、これは報告書のページ数による減額でございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）げんきの杜管理費で、屋内消火栓用自家用発電機修繕費とありますが、四、五年前にもげんきの杜で自家発電機の修繕費が五、六十万で上がっていたと思いますが、これはそのときの発電機とは別の発電機ですか。

○議長（安元慶彦君）教務課長。

○教務課長（古原典幸君）これにつきましては、げんきの杜の屋内消火栓用の発電機が故障しまして、今回、修繕費を上げさせていただいております。違うものでございます。

○6番（宮崎昌宗君）違うものですか。はい。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）同じく13節の文化財の説明板設置の件ですが、従前より教育に造詣の深い宮本工先生あたりから、町内の文化財はもちろん、神社仏閣についての説明板の設置をぜひぜひ進めていただきたいか、進めてほしいと。そのほうが、特に生徒さんやよそから来た方々に、その由緒、いわれというものを知っていただきたいという話がありました。この件はどうなっていますか。

○議長（安元慶彦君）教務課長。

○教務課長（古原典幸君）まず文化財の説明板でございますが、これにつきましてははるる国あるいは県、町の指定等の調査、できていない部分の設置、あるいは今回計画を企画情報課のほうで、統一したデザインの企画をしたいということでやっておりますので、そういうものと兼ね合いをしながら設置をやっていきたいと思いますが、そういった神社仏閣等につきましても今、宮本議員からの御指摘のように、文化財の保護委員さんからもそういった要望等がっております。

そういったものにつきましては、やはり宗教的な部分もございますので、現在まだ検討中ということで、結論には至っていない状況でございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）そうしますと、ここに30万のマイナス補正が上がっていますが、その整合性はどうなっていますか。

○議長（安元慶彦君）教務課長。

○教務課長（古原典幸君）これにつきましては、当初予算で穴ヶ葉山古墳の部分の設置板をやりなおしたいということで計画させていただいておりましたが、先ほど言いましたように、企画情報課のほうと町の設置看板につきましてはデザインの統一を図ったほうがいいのではないかとということで今、協議をやっている段階でございますので、今回あえて減額をさせていただいたということでございます。

御了承ください。

○議長（安元慶彦君）大山議員。

○9番（大山 晃君）何カ月か前、議会で文化財を何度か見学させていただきました。そのときに、有野の山のあそこにスズメバチの大きい巣があると。そういう巣を退治

しないとお客さん来ませんよ。大きな巣がある。私たちがよけて通ったからね。そういうものはお金の中に入れて。それともう一つは三田山ののぼりがけに、タジマさんの家にコテ絵が家の壁に描かれているんです。そういうものを文化財として扱いますか。

○議長（安元慶彦君） 教務課長。

○教務課長（古原典幸君） まず有野の洞窟の分の蜂の巣ですけれども、基本的に所有者がどこか、管理者がどこかによって、やはりそれを撤去する方というのは決められていく部分がありますし、あるいはなかなかそういう部分ができない部分であって、公としてやはりそれを撤去しないと、そこを通る方、あるいは教育委員会からしますとやはり小学校、中学校の生徒さんに被害が及ぶ場合は、臨機応変に対応させていただいているというところでございます。

また、コテ絵につきましては上毛町、特に旧大平地区のほうには、何件かございます。この文化財につきましては、ある程度やはり考えられたものといえますか、やはり古くから、百年、二百年以上昔から継承されてくるもの等々のものもございまして、そういった部分につきましても、今後、うちのほうには文化財の委員会がございまして、そういったところにお話をさせていただきながら、今後、検討する課題として御意見をいただきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 文化財の看板が古いやつがある、旧村の名前があるということで、先般、一般質問をして動いていただきましたけれども、あれは全て済んだとお伺いをしていますが、そういうところにも費用的に発生するのはもうないのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（安元慶彦君） 教務課長。

○教務課長（古原典幸君） 文化財の設置看板につきましても、かなり古うございまして、今後は今現在、議員から御指摘がありましたように、旧町村の名前が入ってございましたので、それを新しく上毛町にさせていただいた程度でございまして、今後はまず国の史跡を一番に考えながら、県、町という形で、決まりましたデザイン等が統一された中で、逐次予算をお願いしながら、設置がえをしていきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）非常に観光という面でも大切なものだと思うので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）50ページ。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）コミュニティーセンターの空調機の取り替え工事ですが、どの部屋を行うのですか。

○議長（安元慶彦君）教務課長。

○教務課長（古原典幸君）これにつきましては、西吉コミセンのロビーの空調が壊れましたので、その取り替えでございます。

○議長（安元慶彦君）51ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）52ページ。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）以上で、歳出分の質疑は終わります。

次に、歳入ございますか。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）歳入の11ページの入湯税滞納繰越分220万円とありますが、これは以前から滞納された森の風のほうから、納入があったということですか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（福本豊彦君）議員質問の分でございますが、この分につきましては債権者のほうから任意売却の申し出がございましたので、その手続に沿って相当分を納めていただいたということでございます。

○議長（安元慶彦君）宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）先ほど債権者という名称で言われましたけれども、その債権者というのは、以前経営されていた森の風の方ということでよろしいですか。

それと、あとほかにもいろいろ町が請求するべきところがあったと思いますが、それについてはどのようになっていますか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（福本豊彦君）入湯税につきましては森の風になりますので、それ以外の債権者というのは発生しないのではないかと認識しております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）歳入の分についてということですが、繰越明許費でもいいんですよね。

○議長（安元慶彦君）何ページですか。

○3番（廣崎誠治君）6ページ。

○議長（安元慶彦君）いいですよ。どうぞ。

○3番（廣崎誠治君）6款1項商工費、道の駅しんよしとみコンテナハウス設置事業ですが、この件に関して私は9月議会、12月議会でコンテナの設置に反対の立場をとりましたが、その反対の理由は、経営診断を行ってからやるという形でやったかどうかということ。それと、一般財源を投入してやるのだから、もう少し考えてやれという形で反対いたしました。

答弁では、高速道路の開通にあわせて、年度内着工、完成を目指してやりたいという感じで答弁がございましたが、結局これは繰り越すのであれば、今回経営診断を行った分が生かせるのではないかなと思いますので、これはどうなっているんですかね。私は道の駅の横を通るとき、いつ工事にかかるのかとたびたび見ていたんですよ。全然、工事にかからない。この件についてお伺いします。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）この件につきましては現在、9月補正、12月補正をいただきまして御可決いただきまして、コンテナの構造等を再度練りまして発注して、今コンテナはできておりますが、現場のほうにはまだ持ってきておりません。

コンテナを製作は新造なので別のところでつくっておりますが、それを3月末までには設置しようと思っておりますが、申しわけございませんが、その中の造作と申しますか、その中に厨房等がございまして、その関連でどうしても造作等の関係が出まして、工期としては3月31日までちょっと難しい状況が考えられますので、念のためというか、制度上、そうやって手続をさせていただきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）もう年度を越して設置するのであれば、一遍とやめてやったほ

うがいいと思うんですね。もう発注して完成しているんですか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）完全にはしておりませんが、製作にはもちろん移っております。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）4月24日の東九州道の開通に間に合うようにできるんですか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）12月の答弁で、4月末の連休前ということで御答弁しておりました。営業形態、商品などについても十分今、検討しております。開店時期について前後する可能性はありますが、できるだけ早く営業できるように努力していきたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）それでは、経営するところはどこか決まりましたか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）今、経営形態について、最後の詰めで検討しております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

○10番（茂呂孝志君）一括ですか。

○議長（安元慶彦君）歳入。

○10番（茂呂孝志君）歳入一括ですかという意味です。

○議長（安元慶彦君）質問はあるの。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）一括であれば、まとめて言います。

まず15ページ。12款1項1目公園使用料。これは麦酒館ですが、町有地を使っているのに使用料の徴収をしていないようですが、なぜ徴収しなくなったのかお伺いいたします。

それから21ページ。15款2項1目コモンパーク彩葉、これは分譲地ですが、今、何区画売れており、残りは何区画あるのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）15ページ、11款とかないじゃない。載ってないじゃないですか。

○10番（茂呂孝志君）これ麦酒館よ。

○議長（安元慶彦君）質問わかるの。

企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）15ページの大池公園ふるさと手づくり村の使用料の件でございますが、契約で年間契約といたしますか、行政財産使用許可書をもとに麦酒館の使用については年間契約をするという仮定で、月2万40円の12カ月分を計上しております。

昨年の5月で協議の結果、微創研さんになりますが、もう撤退していただいたということで、その分の減額ということで、その分の減額ということで計上をさせていただいております。10カ月分です。

それとコモンパーク彩葉につきましては、77区画ございます。きのう現在で47区画超販売の契約がほぼできるということで、残り30区画ということでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）まず15ページからですが、なぜ麦酒館は10カ月分徴収しなかったのか。仮に商売をしていなくても、その町有地を借りているわけですから、私は取るのが当然だと思うんですが、なぜですか。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）先ほど言いましたが、行政財産使用申請のもと行政財産使用許可を町が出したということで、今まで賃貸というか使用料の発生があったんですが、昨年の5月で一応、その許可を取り消しますというか、もちろん協議のもとですが、許可しませんという形になりましたので、その分の10カ月の減額分になります。5月までの減額分でございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）じゃあ、その後どうなるんですか。解体させるわけですが、その見通しはあるんですか。それから町は財産、建物をいただいて、その後の利用計画をお持ちなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）企画情報課長。

○企画情報課長（福田正晴君）その後につきましては今、一般質問等で答弁しておりますが、持ち主の会社の代表者について今、決めていただき、協議の場に立てるように今、協議をしているところでございまして、その後、具体的には更地にするか、今、

茂呂議員が言われましたが、譲渡とかそういうお話にするか、その代表者が決まり次第、正式に決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）以上で、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）反対討論をさせていただきます。

このたびの補正予算、全体的には賛成ですが、道の駅しんよしとみのコンテナハウス設置工事の繰越明許について賛成できかねるため反対いたします。

反対の理由を述べます。私はこの予算、9月議会補正予算1,750万円、12月議会最終日に500万追加補正予算が提出されたときにも言いましたが、道の駅経営改善関連予算、しんよしとみの改革プロジェクト委託料において経営診断を行うと説明がありました。この診断結果が出てから内容を判断し、建設したほうがよいと思うということで、まして補正財源は一般財源を投入するからと反対しました。

執行部の言い分は、東九州道が全面開通する前に完成させ、活性化させたいとのことでしたが、町長は平成19年に行った経営診断結果をもって実施すると言いました。

私はたびたび道の駅付近を通る際、いつ工事にかかるか見ていましたが、工事着手はなく、間に合うのかと思っていた矢先、この議会で補正を繰り越すという提案がありました。2回も補正を繰り返して繰越明許を行うとは、とても信じられません。

以上の理由で、この案について反対いたします。

もう一つ、大池公園の委託料については上毛町の財務規則、地方自治法による随意契約には疑義がありますので、反対いたします。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私は、議案第6号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）に対し、賛成の立場より討論いたします。

本補正予算は、本町の将来を占う大池公園地域開発整備計画に関する拠点づくりを初め、集客増加を狙う道の駅コンテナハウスの設置事業、直接住民生活の利便性にか

かわるマイナンバー認証システム導入など、地域活性化、地方創生と住民生活の安全  
安心に直結する予算ばかりでございます。

このような観点に基づき、私は本補正予算に賛成するものでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第6号は反対の立場より討論いたします。

まずマイナンバーを導入することに伴う予算計上があります。マイナンバーは他人  
に情報が漏れる危険が非常に高いということでもあります。

それから、大池公園周辺整備事業は、高速道路の開通はまだしていません。1日の  
交通量を確認して費用対効果、採算性を十分検討した上でも間に合うわけでありませ  
ん。こういう事業をするのは、まだ時期が早いということを申し上げ、以上の理由で反対  
いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）以上で討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。

よって、議案第6号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第7号）は原案のと  
おり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第14、議案第7号、平成27年度上毛町国民健康保険特別  
会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）それでは説明いたします。議案第7号、平成27年度上  
毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成27年度上毛町国民健康保険特別  
会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,635万6,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。7款1項の共同事業拠出金ですが、県内市町村国保間の財政の安定を図るために拠出するもので、国保連合会で計算されました拠出金の額が確定しましたために943万円の減額補正をしております。

次に20ページをお願いいたします。11款1項5目償還金で、平成26年度療養給付費等の負担金の実績により超過となり、27年度で精算して支出するもので、1,442万6,000円増額補正するものでございます。

次に歳入ですが、6ページをお願いいたします。1款1項の国民健康保険税でございますが、所得、人数の減少、及び見込み違い等によりまして、1,660万円の減額補正をしております。

7ページをお願いいたします。3款の国庫支出金で、医療費の高騰により療養負担金及び財政調整交付金が増額となりまして、2,828万2,000円の増額補正をしております。

次に8ページをお願いいたします。4款の療養給付費等の交付金ですが、退職者医療制度が平成27年3月末に廃止され、対象者が減少したことによりまして退職被保険者の医療費が減少したため、740万円の減額補正をいたしております。

次に9ページをお願いします。6款2項の県補助金ですが、前々年度の医療費の減少によりまして市町村の指定が外れ、交付金の交付率が下がったことによりまして、990万円の減額補正をしております。

10ページをお願いいたします。9款1項1目での一般会計繰入金ですが、国保の広域化に関する法律の改正に伴いまして、保険基盤安定交付金の交付基準が見直されたことによりまして、交付金額が増額されたために1,075万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。

よって、議案第7号、平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(安元慶彦君) 日程第15、議案第8号、平成27年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(末松克美君) それでは説明いたします。議案第8号、平成27年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。平成27年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ811万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,910万5,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、低所得者の保険料軽減に対する基盤安定負担金、それから現年分の保険料及び過年度の保険料負担金につきまして780万円を減額補正しております。

次に11ページをお願いいたします。3款1項1目の保険料還付金で、過年度で所得が変わった等によりまして、過誤納付還付金といたしまして30万円の減額補正をしております。

次に歳入ですが、6ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料で、死亡所得減によりまして909万4,000円の減額補正をしております。

次に7ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金で事務費、それから保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金を426万9,000円減額補正してお

ります。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。

よって、議案第8号、平成27年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第16、議案第9号、平成27年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（永野英憲君）それでは、議案第9号につきまして御説明をさせていただきます。議案第9号、平成27年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度上毛町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正といたしまして第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,852万9,000円とする。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、

歳入歳出予算補正による。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

予算書の9ページをお願いいたします。1款1項1目の処理施設等管理費でございますが、給与改定に伴う所用額3万8,000円、並びに職員時間外手当の不用額15万円による、差し引き11万2,000円の減額補正をお願いしております。

次に10ページをお願いいたします。2款1項1目の建設事業費でございますが、新たに供用開始を行う受益者の公共井を設置する経費といたしまして、5基分220万円を予算措置させていただいておりましたが、本年度の実績といたしましては1基の接続でありますので、その不用額といたしまして160万円の減額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。

よって、議案第9号、平成27年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第17、議案第10号、平成27年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（永野英憲君） それでは、議案第10号につきまして御説明をさせていただきます。議案第10号、平成27年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正といたしまして第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,961万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,838万4,000円とする。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

予算書の9ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費でございますが、人件費として3節、9節において給与改定に伴う所用額4万6,000円、並びに職員時間外勤務手当の不用額15万円による差し引き10万4,000円の減額、また16節の受水槽、及び18節の水道メーター購入費につきましては、実績、入札残等によりまして、それぞれ39万円、12万円、計51万円を減額させていただき、目全体といたしましては61万4,000円の減額補正をお願いしているものでございます。

なお、1款水道事業費の財源内訳につきましては料金収入、並びに前年度繰越金の実績によりまして、特定財源であるその他を470万円増額させていただき、一般財源を531万4,000円減額させていただいているところでございます。

次に、2款1項1目の簡易水道施設設置事業費でございますが、国庫補助対象であります拡張事業におきまして、工事費に入札残が生じたので、15節工事費、工事請負費を1,850万の減額、また事業費の減額に伴い、事務費であります11節需用費に不用額が生じたので、50万円の減額をさせていただき、目全体といたしまして1,900万円の減額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君） 簡易水道の工事費の関係ですが、もう給水予定区域の工事は全部終わったということではないんですかね。

○議長（安元慶彦君） 建設課長。

○建設課長（永野英憲君） 26年度、27年度に第2期拡張区域工事ということでさせていただいております。また第3期拡張工事を、平成45年までを目標にして今現在、計画を進めているところでございます。今、給水普及率といたしましては50%弱ということになっておりますので、まだ半分の地域については未普及地域ということでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）水道料の滞納等はございませんか。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（永野英憲君）滞納については、ちょっとはつきり正確な数値は今この時点では持っておりませんが、滞納はございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）接続率はどのくらいなんですか。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（永野英憲君）議員皆さんに、平成28年度一般会計当初予算説明資料の、この建設課分の6ページに資料を載せていただいております。現在の接続率といたしましては、計画人口が3,904人に対しまして加入が3,384ということで、今の給水区域内の接続率といたしましては86.7%という状況になっております。

○議長（安元慶彦君）三田議員。

○8番（三田敏和君）その普及率を上げる方法というのは、どう考えられていますか。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（永野英憲君）普及率を上げるということでございますが、今、メーターまでで実際、使われていない家庭等もございます。そういうところにつきましては、やはりどうしても所有のボーリングの使用になろうかと思っておりますので、そういうのが故障すれば、水道のほうに移行していただくということでございますが、我々としては水の安心安全性を強調させていただいて、本当の使用者の普及に努めてまいりたいと思っております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）メーターがついていて使用していないというのは、費用的にはどうなるんですか。

○議長（安元慶彦君）建設課長。

○建設課長（永野英憲君）10トンまでの基本料金についてはいただきます。3年間、そういう散水栓等を上げなければ、その時点でもう一応、使用料はいただかないようにします。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。

よって、議案第10号、平成27年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第18、議案第11号、平成27年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（古原典幸君）それでは、議案第11号について御説明をさせていただきます。議案第11号、平成27年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）。平成27年度上毛町の奨学資金特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ559万円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1,716万1,000円とする。平成28年3月1日提出、上毛町長、坪根秀介。

予算書の9ページをお願いいたします。1款1項1目の教育推進費で559万円の減額とさせてもらうものでございます。内容につきましては、21節の貸付金及び25節の積立金の相殺により559万円の減額でございます。内容につきましては、町長の提案理由の御説明にもありましたように、当初16名の新規を予定しておりましたが、実績で8名の方に貸し付けをしたということで、差額分を減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。

よって、議案第11号、平成27年度上毛町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）これから、議案の委員会付託を行います。2月26日の議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料6ページ、委員会付託表をごらんください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の13件は、総務産業建設常任委員会へ。

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第26号、議案第27号の7件は、文教厚生委員会へ。

議案第21号は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長(安元慶彦君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りいたします。

運営資料8ページ、委員会日程表(案)をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで議員の皆さん方をお願いをいたします。

本日、御同意のありました教育委員会教育長の道免先生より、皆さん方に御挨拶の申し入れがございましたので、これを許可して行うことにいたしました。

どうぞ。

○(道免 隆君) 皆さん、こんにちは。

ただいま御紹介いただきました、現在、唐原小学校の校長を拝命しております道免隆と申します。本日は貴重なお時間を拝借し、大変恐縮ではございますが、この場をお借りして一言御挨拶を申し上げます。

先ほど、本日の議会におきまして、議員の皆様方の御同意をいただき、いわゆる新

しい教育委員会制度のもと、初となる教育長として町長より任命いただける運びとなったという御連絡をいただきました。私にとりましては身に余る光栄であり、喜びもたえません。ただ同時に、その職責の重さを自覚したとき、身の震える思いでございます。

皆様も御承知のとおり、教育をめぐる現状は大変厳しいものがございまして、さまざまな課題があることは十分承知をしております。ただ、町教育行政の責任者として、その課題一つ一つを解決し、私に与えられた使命を果たしていく所存でございます。議員の皆様におかれましては、これまで同様、町教育行政の御理解と、また私に対する御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げ、はなはだ措辞ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（安元慶彦君）本日はこれにて散会いたします。御苦労でした。

散会 午後14時40分

平成28年3月1日